# 府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、府中市桜が丘団地（以下「団地」という。）の街並み・住環境整備を促進し防災性の向上を図ることを目的として、団地内に新築する居住用住宅（建売住宅を含む）に、外構整備及び緑化を実施する者（事業者を含む。）に対し、市長が予算の範囲内において府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中市補助金交付規則（昭和５７年府中市規則第１６号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　定住　本市に定住する意思（１０年以上居住する意思をいう。）のある者が本市の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を団地内に有することをいう。

⑵　住宅　台所、便所、浴室及び居室を有し、専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅で延べ床面積の２分の１以上を住宅の用に供しているものを含む。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸住宅は除く。

⑶　建築　団地内に住宅を新築することをいう。

⑷　販売用地　府中市土地開発公社（以下「公社」という。）が販売する団地内の土地をいう。

（補助金交付の対象者等）

第３条　補助金は、新たに販売用地を購入し、かつ、当該販売用地に住宅を新築し所有する者で、次の各号のいずれにも該当する者に限り交付する。ただし、同一世帯において該当する者が複数生じる場合は、いずれか一人に限るものとする。

⑴　販売用地売買契約後１年以内に住宅の建築に着工した者であること。

⑵　市町村民税及び税外収入金の滞納がない者。（個人にあっては、補助対象者及び同一世帯の者全員に滞納がない者。）

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者。ただし、法人にあっては、同条第２号に規定する暴力団でない事業者であって、かつ、その代表者及び役員が同条第６号に規定する暴力団員でない者とする。

（補助金交付の対象工事等）

第４条　補助金の交付対象となる事業は、外構工事及び緑化工事とし、次の各号の

いずれにも該当するもので、事項に規定する補助対象経費が６０万円以上であるものとする。

⑴　駐車場、門、フェンス等の外構工事であること。

⑵　一般緑化、芝生化、建物の屋上・壁面緑化等の緑化工事であること。

（補助対象経費）

第５条　補助対象経費は、別表に掲げる外構工事及び緑化工事等に要する経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、３０万円とする。

（補助金交付の認定申請等）

第７条　この補助金交付の認定を受けようとする者は、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金認定申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　工事費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し又は見積書の写し

⑵　個人の場合にあっては、住民票。法人の場合にあっては、営業証明書又は法人登記に係る現在事項証明書。個人事業主の場合にあっては、税務署へ提出した個人事業の開業届出書の写し又は確定申告書の写し。

⑶　前２号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める書類

２　市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（補助金の交付申請等）

第８条　この補助金を受けようとする者は、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付申請書（別記様式第３号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　外構工事費及び緑化工事費に係る領収書の写し又は外構工事費及び緑化工事費の支払いが証明される書類の写し

⑵　住宅の間取図

⑶　外構工事及び緑化工事施工後の写真

⑷　市町村民税完納証明書（個人の場合は、転入又は転居前の住所地のもの）

⑸　その他市長が特に必要と認める書類

２　市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付決定

通知書（別記様式第４号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（補助金の交付請求等）

第９条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付請求書（別記様式第５号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

２　市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該補助決定者に補助金を交付するものとする。

３　補助金の交付は、１件につき１回限りとする。

（交付決定の取消し等）

第１０条　補助決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、その全部又は一部を免除することができる。

⑴　偽り又は不正な手段等により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金交付の条件に違反したとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に照らし、市長が不適当と認めたとき。

（報告）

第１１条　市長は、必要と認めるときは、補助決定者又は建築業者に対し、外構工事及び緑化工事に関する報告を求めることができる。

（他の補助金との調整）

第１２条　補助決定者は、この要綱に基づく補助金の交付を受ける場合は、府中市桜が丘団地販売促進強化補助金交付要綱（府中市土地開発公社　平成２６年１２月１日施行）に基づく補助金の交付を受けることができないものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２７年２月２日から施行する。

２　この要綱は、平成２７年３月１６日から施行する。

３　この要綱は、令和４年１２月２２日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

別表（第５条関係）

| 外構工事 |
| --- |
| ⑴　駐車場整備資材費 |
| ⑵　門設置資材費 |
| ⑶　フェンス・ブロック設置資材費 |
| ⑷　施工費及び諸経費 |
| 緑化工事 |
| ⑴　植栽、生垣等緑化資材費（苗木、多年草、肥料等、支柱、その他の資材費） |
| ⑵　庭、駐車場の芝生化資材費（芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費） |
| ⑶　屋上、壁面緑化資材費（多年草、木本類、植栽基盤、ツル性植物、誘引資材、その他の資材費） |
| ⑷　施工費及び諸経費 |

別記様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

府　中　市　長　　様

申請者　住　所（所在地）
（名　称）
氏　名（代表者名）　　㊞

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金認定申請書

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第７条第１項の規定により補助金の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

１　住宅の建設地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　１の売買契約日　　令和　　年　　月　　日

３　施工期間　　着工予定日　　令和　　年　　月　　日
完成予定日　　令和　　年　　月　　日

４　添付書類
⑴　工事費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し又は見積書の写し
⑵　個人の場合にあっては、住民票
⑶　法人の場合にあっては、営業証明書又は法人登記に係る現在事項証明書
⑷　個人事業主の場合にあっては、税務署へ提出した個人事業の開業届出書の写し又は確定申告書の写し
⑸　その他（　誓約書　）

【個人用】

年　　月　　日

府　中　市　長　　様

申請者　住　所

氏　名　　㊞

# 誓　約　書

は、次の事項について誓約します。

１　税外収入金の滞納はありません。

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員ではありません。

３　暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。

４　府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第１０条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた時は、これに従います。

【法人用】

年　　月　　日

府　中　市　長　　様

申請者　所在地

名　称

代表者　　㊞

# 誓　約　書

は、次の事項について誓約します。

１　税外収入金の滞納はありません。

２　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団でない事業者であって、かつ、その代表者及び役員が同条第６号に規定する暴力団員ではありません。

３　暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。

４　府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第１０条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた時は、これに従います。

別記様式第２号（第７条関係）

指令府監　第　　号
令和　　年　　月　　日

住　所（所在地）
　　（名　称）
氏　名（代表者名）　　様

府中市長　　㊞

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金認定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金について次のとおり認定したので、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第７条第２項の規定により通知します。

１　認定番号　　第　　号

２　住宅の建設地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

府　中　市　長　　様

申請者　住　所（所在地）

（名　称）

氏　名（代表者名）　　㊞

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付申請書

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第８条第１項の規定により、次のとおり申請します。

１　施工場所　　府中市桜が丘　　丁目　　番地

２　交付申請額　　金　　円

３　施工期間　　着工　　令和　　年　　月　　日

完成　　令和　　年　　月　　日

４　添付書類

⑴　外構工事費及び緑化工事費に係る領収書の写し又は外構工事費及び緑化工事費の支払いが証明される書類の写し

⑵　住宅の間取図

⑶　外構工事及び緑化工事施工後の写真

⑷　市町村民税完納証明書。（個人の場合は、転入又は転居前の住所地のもの）

⑸　その他市長が特に必要と認める書類

別記様式第４号（第８条関係）

指令府監　第　　号
令和　　年　　月　　日

住　所（所在地）
　　（名　称）
氏　名（代表者名）　　様
府中市長　　㊞

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金について、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第８条第２項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

１　交付決定金額　　金　　円

２　交付条件

別記様式第５号（第９条関係）

年　　月　　日

府　中　市　長　　様

申請者　住　所（所在地）
（名　称）
氏　名（代表者名）　　㊞

府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付請求書

令和　　年　　月　　日付指令府監第　　号により交付決定を受けた府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金として、府中市桜が丘団地まちなみ整備及び緑化推進補助金交付要綱第９条の規定により、次の金額を請求します。

１　請求金額　金　　円

２　事業実績　⑴　施工場所　　府中市桜が丘　丁目　番地

⑵　施工期間　　着工　　令和　　年　　月　　日
完成　　令和　　年　　月　　日

３　振込先

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 振込先金融機関名 | 銀行<br>農協・　金庫<br>信用組合　　店<br>支店 | | | | | | | | |
| 口座番号 | 当座・普通 | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | |
| 口座名義 | | | | | | | | | |